

志木市条例第 1 1 号

志木市入学資金貸付条例を廃止する条例

志木市入学資金貸付条例（昭和 5 2 年志木市条例第 1 1 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の志木市入学資金貸付条例（以下「旧条例」という。）第 8 条の規定により入学資金の貸付けを受けた者に係る当該入学資金の償還等については、旧条例第 1 0 条から第 1 4 条までの規定は、なおその効力を有する。